

取締役報酬規程

有限会社まごのて

(目的)

第1条 この規程は、有限会社まごのて（以下「会社」という。）の定款第23条の規定に基づき、取締役の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の額)

第3条 取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により定める。

(報酬等の支払い方法)

第4条 報酬等は、各事業年度の報酬等の総額を12で除した金額（法令に基づき控除すべき金額があるときは、これを除した金額）を、本人が指定する本人名義の銀行口座へ振り込む方法により支払うものとする。

2 支払日は原則として毎月15日とし、支払日が休日の場合はその前日とする。

(費用)

第5条 取締役が職務上負担した交通費等の費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は社長の決裁にて行う。

附則

本規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。